

毎週火、金曜日発行
昭和四年四月十五日

鳥取県公報

教育委員会規則

目次
 ◇ 教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

別表第一
技能労務職給料表

号給	職務の等級	
	1 等級	2 等級
1	12,400	10,900
2	12,800	11,300
3	13,200	11,700
4	13,600	12,000
5	14,300	12,400
6	15,200	12,800
7	16,100	13,200
8	17,100	13,600
9	18,100	14,300
10	19,200	15,200
11	20,700	16,100
12	22,200	17,000
13	23,700	17,900
14	25,300	18,800
15	26,900	20,700
16	29,400	22,200
17	31,100	23,700
18	32,800	25,300
19	34,200	26,900
20	35,600	29,400
21	37,800	31,100
22	39,400	32,800
23	40,800	34,200
24	42,100	35,600
25	43,300	36,800
26	44,200	37,700
27	45,000	38,400
28	45,700	39,100
29	46,400	39,800
30	47,100	

則をここに公布する。

昭和三十九年一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一等級	自動車整備士の職務
二等級	運転手及び用務員の職務

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二 暫定手当定額表

職務の等級 号給	1等級	2等級
1	340	310
2	360	320
3	380	330
4	400	330
5	420	340
6	450	360
7	480	380
8	510	400
9	550	420
10	580	450
11	630	480
12	670	510
13	770	550
14	810	580
15	860	630
16	960	670
17	1,000	770
18	1,060	810
19	1,140	860
20	1,180	960
21	1,220	1,000
22	1,270	1,060
23	1,310	1,140
24	1,350	1,180
25	1,390	1,210
26	1,430	1,240
27	1,460	1,270
28	1,480	1,290
29	1,510	1,310
30	1,540	

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(給料の切替え)

2 切替日(昭和三十八年九月三十日から引き続き在職している職員については昭和三十八年十月一日、昭和三十八年十月一日以降職員となつた者については職員となつた日をいう。以下同じ。)の前日において改正前の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職務の等級の号給を受ける職員の前日における職務の等級の号給は、切替日の前日において改正前の規則の規定によりその者が受ける職務の等級の号給(以下「旧等級号給」という。)に対応する附則別表第一に定める職務の等級の号給とする。

(旧等級号給を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における職務の等級の号給

を決定される職員に対する切替日以降における最初の昇給については、その者が旧等級号給を受けていた期間を切替日における職務の等級の号給を受ける期間に通算する。

(旧等級号給を受けていた期間の特例)

4 附則別表第二に掲げられている旧等級号給を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項の規定中「旧等級号給を受けていた期間」とあるのは「旧等級号給を受けていた期間に附則別表第二に掲げる延伸月数に定める月数に相当する月数を延伸した期間」とする。

(給与の内払)

5 改正前の規則の規定に基づいて、昭和三十八年十月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一

切替表

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が一等級である者

切替日の前日における号	切替日における号
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	

ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が二等級である者

切替日の前日における号	切替日における号
2	1
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11
13	12
14	13
15	14
16	15
17	16
18	16

附則別表第二

{ 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者に適用する。 }

切替日の前日		切 替 日			
等級号	給料月額	等級号	給料月額	通算月数	延伸月数
2 16	18,400	2 15	20,700	0 3 6 9	3 3 6 6
2 17	19,400	2 16	22,200	0 3 6 9	9 9 9 9
2 18	20,400	2 16	22,280	0 3 6 9	0 0 3 3

昭和四年四月十五日第三...

鳥取県鳥取市東町一丁目... 郵政省印刷所